



介護職員による 内服薬の服薬介助等 (医療支援)

(社) 岩国薬剤師会 会長
岩国市介護支援専門員連絡協議会 顧問
第一薬科大学 社会薬学 非常勤講師
渡辺宗男

在宅現場での医行為

規制緩和のお蔭で、以前は医療行為だったものでも、介護職員で可能となってきた。

内服薬の服薬介助。

外用薬の塗布、湿布薬の貼付け、点眼薬の使用介助。

パウチの清掃行為。

浣腸行為、坐薬の挿入。等々

しかし、

前提要件をクリアーしてこそ可能。

事業所・施設の従業者が服薬介助を行うに当たっての留意事項

医師、歯科医師、看護師等の免許を有さない者が行うことのできる医行為については「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について」（平成17年7月26日医政発第0726005号）により、その解釈が通知されている。以下は、この通知に基づいて事業所・施設の従業者が行う内用薬の服薬介助に関して、その具体的取扱いに関する留意事項を整理するものである。

通知の内容		
前提要件1 患者の状態	<ul style="list-style-type: none"> ① 入院・入所して治療する必要がなく、<u>容態が安定</u> ② 副作用の危険性や投薬量の調整等を目的とした医師又は看護職員による連続的な経過観察が不要 ③ 内用薬の誤嚥、坐薬の肛門からの出血の可能性等、当該医薬品の使用方法に<u>専門的配慮が不要</u> 	<p>1. 患者の状態が落ち着いていること</p> <p>2. 専門家が関わっていること</p>
前提要件2 専門職の関わり	<ul style="list-style-type: none"> ① 患者の状態が上記3条件を満たしていることを医師、歯科医師又は看護職員が確認していること ② 医師、歯科医師又は看護職員が、これらの免許を有しない者による医薬品の使用の介助ができることを本人又は家族に伝えていること ③ 授与された医薬品が、医師又は歯科医師の処方を受けたものであること ④ 薬剤師の服薬指導が行われていること ⑤ 看護職員の保健指導・助言が行われていること 	<p>3. 本人又は家族の依頼に基づいていること</p> <p>事業所・施設の従業者が、医薬品を授与する薬剤師から直接、指導を受けておくこと。 その具体的な方法例としては、従業者が自ら薬局に赴いて薬剤師の指導を受けたり、入居者・利用者が当該薬剤師の行う居宅療養管理指導を受ける際に、従業者が同席し、具体的な介助を行う前にあらかじめ一緒に服薬指導を受けるといった方法が考えられる。</p> <p>「看護職員」は、必ずしも事業所・施設に配置されたものである必要はなく、当該医薬品を処方した医師の存する医療機関の看護師（准看護師を含む。以下同じ。）、協力医療機関等の看護師、同一設置法人の他の事業所・施設の看護師でも差し支えない。 なお、当該看護師の指導・助言を受けるに当たっては、当然、事業所・施設から当該入居者・利用者の状態像に係る適切な情報提供を行うこと。</p>
前提要件3 本人又は家族の関わり	<ul style="list-style-type: none"> ① 事前の本人又は家族の<u>具体的な依頼に基づいていること</u> 	<p>本人又は家族の署名・捺印のある文書により、内用薬の具体的な服薬介助の内容を取り決めておくこと。</p>
前提要件4 適切に授与された医薬品	<ul style="list-style-type: none"> ① あらかじめ薬袋等により患者ごとに区分し授与された医薬品 ② <u>一包化された内用薬</u> 	<p>「一包化」は、ホチキス等により曜日・服薬時間帯ごとに“ひとまとめ”にされたものを含む。ただし、一包化、ひとまとめのいずれにしても、当該医薬品を授与する薬剤師によってなされたものであること。</p>
介助の内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 内用薬の内服（舌下錠の使用も含む。） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 内服介助に至るまでの、以下の事例のような一連の行為を含む。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 薬剤師から授与された医薬品を事業所・施設や利用者の居宅の整理箱に入れる行為 イ. 医薬品を整理箱から取り出す行為 エ. 医薬品を入居者・利用者に手渡したり、配膳盆に置く行為 <p>「服薬介助」の具体的な内容としては、必ずしも医薬品を入居者・利用者の口腔内に入れなければならないわけではなく、その必要性に応じ、服薬を促す行為や見守り等に留まるものでも差し支えないが、単に配膳盆に置くだけといったことは許されない。</p>

4. 一包化された内服薬であること

※ 表中「薬剤師」と記載する箇所については、薬剤師の配置のない診療所等においてその業務を行う医師を含む。

前提要件1 患者の状態

- ①入院・入所して治療する必要がなく、容態が安定
- ②副作用の危険性や投薬量の調整等を目的とした医師又は看護職員による連続的な経過観察が不要
- ③内用薬の誤嚥、坐薬の肛門からの出血の可能性等、当該医薬品の使用方法に専門的配慮が不要

前提要件2 専門職の関わり

- ①患者の状態が上記3条件を満たしていることを医師、歯科医師又は看護職員が確認していること
- ②医師、歯科医師又は看護職員が、これらの免許を有しない者による医薬品の使用の介助ができることを本人又は家族に伝えていること
- ③授与された医薬品が、医師又は歯科医師の処方を受けたものであること
- ④薬剤師の服薬指導が行われていること
- ⑤看護職員の保健指導・助言が行われていること

医療連携



担当ケアマネジャーを通じて、
主治医等から情報提供をして貰う

場合によっては「指示書」等の写しを貰うとベター

前提要件3 本人又は家族の関わり

内用薬等の服薬介助に関する依頼書

_____の内用薬等の服薬介助について、貴法人の運営する以下の事業所が実施する介護保険サービスのサービス計画に位置づけ、適切に提供下さるよう依頼します。

事業所名：有限会社 渡辺薬局 在宅ケアサービス
(本通りデイサービス・ヘルパーステーションわたなべ)
渡辺薬局 デイサービスセンター おだやか・なごやか
サービスの種類：訪問介護（予防訪問介護）
居宅介護（重度訪問介護）
通所介護（予防通所介護）
認知症対応型通所介護（予防認知症対応型通所介護）

事業者：有限会社 渡辺薬局
代表取締役 渡辺 宗男 様

平成 年 月 日

利用者

住所

氏名

印

利用者代理人

住所

氏名

印

(続き柄：)

「本通りデイサービス」・「ヘルパーステーションわたなべ」及び「渡辺薬局デイサービスセンターおだやか・なごやか」のご利用者さんについての、『内服薬の服薬介助等』に関して

『内服薬の服薬介助等』のサービスに際して、以前より同意書を頂き提供させて頂いておりましたが、その前提条件として【一包化調剤】が実施されていることが必要になります。「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について」（平成17年7月26日医政発第0726005号）

【一包化調剤】の実施されていない医療機関からの処方薬については、主治医若しくはその調剤を実施している保険薬局に【一包化調剤】の依頼を行って下さい。

二つ以上の診療施設を受診され、片方若しくは両方の処方薬について、【一包化調剤】をされていない場合は、可能であれば両方の処方薬と一緒に【一包化調剤】が行われていることを望みますが、困難であれば各々を【一包化調剤】して貰って下さい。

また、可能であれば《おくすり手帳》をデいの通い袋に入れておいて頂ければ、直近の処方薬の情報を職員が共有することが可能です。

1. デイサービス及びヘルパー利用者の処方箋薬は、【一包化調剤】が必要。
2. 複数の医療機関で処方されている場合は、可能であれば一カ所の保険薬局で【一包化調剤】して貰うのがベスト（かかりつけ薬局）

A診療所： a b c d

→

a b c d

【一包化調剤】

B診療所： あ い う え

→

あ い う え

【一包化調剤】

AとB診療所

→

a b c d
あ い う え

【一包化調剤】

3. 《おくすり手帳》か、そのコピーを持参して下さい。

前提要件4 適切に授与された医薬品

①あらかじめ薬袋等により患者ごとに区分し授与された医薬品

②一包化された内用薬 「一包化」は、ホチキス等により曜日・服薬時間帯ごとに“ひとまとめ”にされたものを含む。ただし、一包化、“ひとまとめ”のいずれにしても、当該医薬品を授与する薬剤師によってなされたものであること。